

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益財団法人日本医療機能評価機構 5010005016639	産科医療補償制度掛金	53,793,000		平成31年4月1日 4月16日 4月26日 5月7日 5月16日 5月27日 5月31日 6月27日 6月28日 6月30日		公財	国所管
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 3010405001069	年会費	1,100,000	一口200,000	令和1年5月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人日本臨床腫瘍学会 1010405009510	年会費	426,000	一口12,000	平成31年4月26日 令和1年6月17日 6月28日 6月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人日本医師会 5010005004635	年会費	356,000	一口9,000	平成31年4月16日 4月22日 令和1年5月16日 5月31日 6月28日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人日本リハビリテーション医学会 3011105005335	年会費	255,000	一口15,000	平成31年4月16日 令和1年5月28日 5月31日 5月23日 5月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益社団法人日本整形外科学会 3010005016681	年会費	230,000	一口14,000	平成31年4月26日 令和1年5月31日 6月28日 6月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人日本小児科学会 5010005018346	年会費	230,000	一口10,000	平成31年4月3日 4月25日 4月26日 4月30日 5月31日 6月28日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人全日本病院協会 9010005003096	年会費	224,000	一口32,000	令和1年5月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人日本化学療法学会 6010005016811	年会費	183,500	一口9,000	平成31年4月26日 4月30日 令和1年5月30日 5月31日 6月28日 6月29日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。